

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 省略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 <u>外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)</u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>第24条～第32条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>6 省略</p> <p>第34条～第34条の3 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。 (法人税割の課税の特例)</p> <p>第34条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額(法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年400万円以下であるものの法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>14.7分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>第1条～第22条 省略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)</u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>第24条～第32条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>6 省略</p> <p>第34条～第34条の3 省略 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。 (法人税割の課税の特例)</p> <p>第34条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額(法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年400万円以下であるものの法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

2～6 省略

第 34 条の 5～第 47 条の 6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 省略

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 省略

5 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 省略

第 49 条～第 51 条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 省略

第 53 条～第 56 条 省略

第 57 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 7 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び

2～6 省略

第 34 条の 5～第 47 条の 6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 省略

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 省略

5 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。

6 省略

第 49 条～第 51 条 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 省略

第 53 条～第 56 条 省略

第 57 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 9 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び

第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 7 までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

第 58 条～第 58 条の 2 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 7 まで、第 11 号の 3 から第 11 号の 5 まで又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第 60 条～第 81 条 省略

(軽自動車税の税率)

第 82 条 軽自動車の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000 円

イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 1,200 円

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 1,600 円

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のものを除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 2,500 円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400 円

第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第 10 号から第 10 号の 9 までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

第 58 条～第 58 条の 2 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第 59 条 法第 348 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 10 号の 9 まで、第 11 号の 3 から第 11 号の 5 まで又は第 12 号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第 60 条～第 81 条 省略

(軽自動車税の税率)

第 82 条 軽自動車の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円

イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円

エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のものを除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

第83条～第151条 省略

付 則

第1条～第4条 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条～第7条の3の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

第83条～第151条 省略

付 則

第1条～第4条 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条～第7条の3の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、

付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項、付則第 19 条の 2 第 1 項又は付則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 8 条～第 15 条の 2 省略

第 16 条 削除

第 16 条の 2～第 18 条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 5 項に定めるところにより計算した金額 (以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 (一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 2 省略

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「付則第 19 条第 1 項」とあるのは「付則第 19 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特

付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項、付則第 19 条の 2 第 1 項又は付則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 8 条～第 15 条の 2 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

第 16 条の 2～第 18 条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 5 項に定めるところにより計算した金額 (以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 (一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 2 省略

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「付則第 19 条第 1 項」とあるのは「付則第 19 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第 37 条の 10 第 1 項」とあるのは「第

別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算特例)

第 19 条の 3 省略

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第 19 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第 19 条の 4～第 21 条の 2 省略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産につ

37 条の 11 第 1 項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算特例)

第 19 条の 3 省略

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第 19 条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第 19 条の 4～第 21 条の 2 省略

いて受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第17条、付則第17条の2、付則第17条の3又は付則第18条の規定を適用する。

付則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
付則第17条の2第3項	同法第31条第1項 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	租税特別措置法第31条第1項 第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災

		者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
付則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
付則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第17条、付則第17条の2、付則第17条の3又は付則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1

項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第24条 削除

(個人の市民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

第22条 削除

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。